

適正規模の範囲に近づけるための対応策（案）

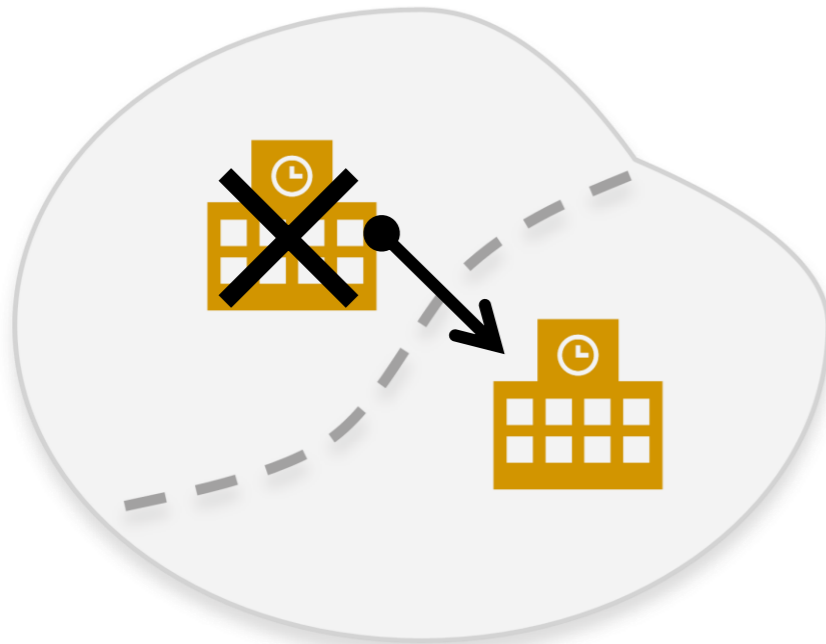
（資料10より）

大規模校 ○○学級以上	通学区域の見直し 通学区域を見直す	① 既存学校を活用	既存の学校が建設されている用地を活用して、複数校を統合し、新設校を設置する。
		② 新設統合	新たな用地を確保し、複数校を統合し、新設校を整備する。
		③ 分離統合	3校以上の統合予定校のうち1校を分割して、他の学校に統合する。
標準規模校	学校選択制	① 自由選択制	当該市町村内の全ての学校のうち、希望する学校に就学を認めるもの
		② ブロック選択制	当該市町村内をブロックに分け、そのブロック内の希望する学校に就学を認めるもの
		③ 隣接区域選択制	従来の通学区域は残したままで、隣接する区域内の希望する学校に就学を認めるもの
		④ 特認校制	従来の通学区域は残したままで、特定の学校について、通学区域に関係なく、当該市町村内のどこからでも就学を認めるもの
		⑤ 特定地域選択制	従来の通学区域は残したままで、特定の地域に居住する者について、学校選択を認めるもの
小規模校 1 2 学級未満	校舎の増築 既存校舎に増築		

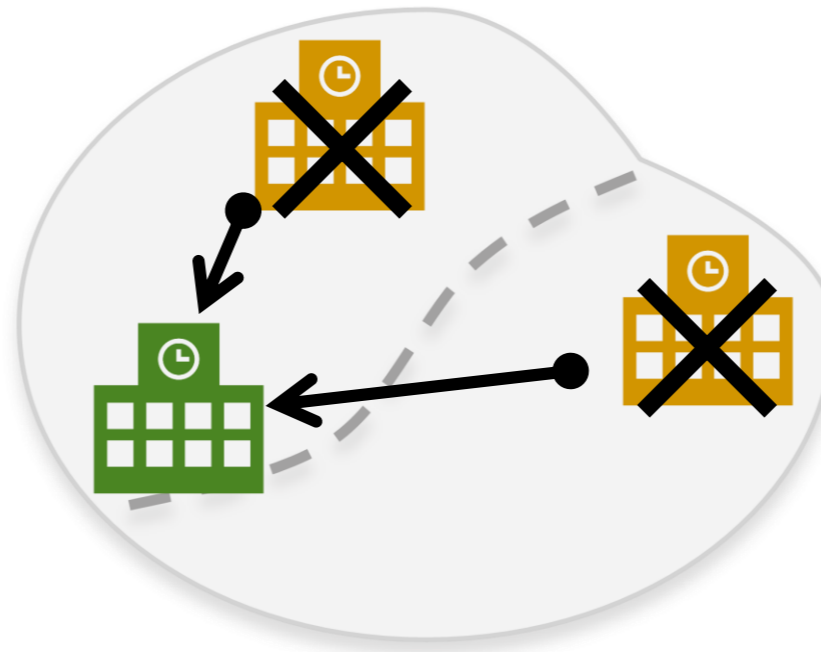
統廃合

1. 統廃合の種類

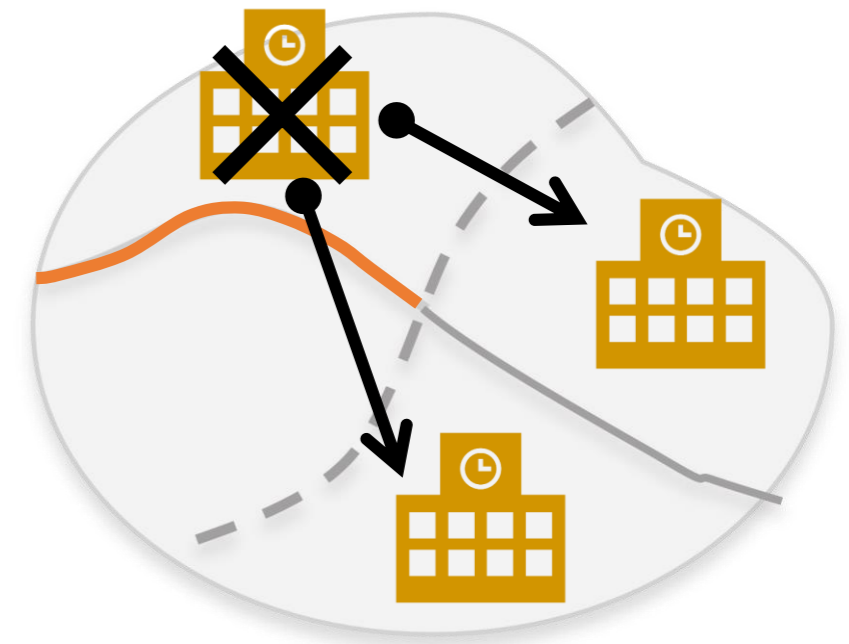
① 既存学校を活用



② 新規統合



③ 分離統合



既存の学校が建設されている用地を活用して、複数校を統合し、新設校を設置

- 長所
- 地域コミュニティの維持
 - 施設の有効活用

- 短所
- 通学距離延長、施設増設の必要性

新たな用地を確保し、複数校を統合し、新設校を整備

- 長所
- 通学距離や学校規模の適正化

- 短所
- 立地調整
 - 土地・新設費用等の財政負担大

3校以上の統合予定校のうち1校を分割して、他の学校に統合

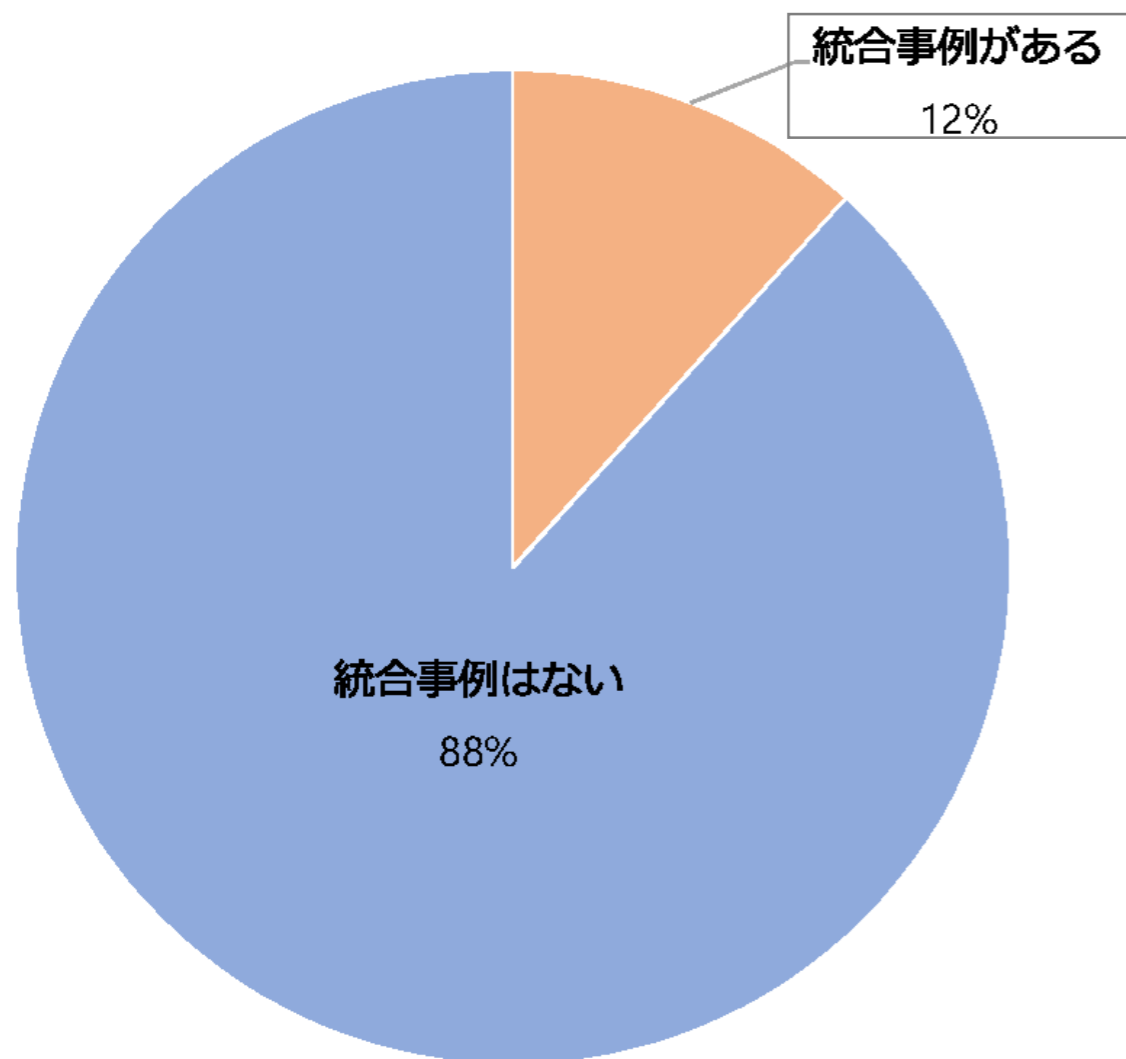
- 長所
- 通学距離・規模の調整が図りやすい

- 短所
- 従来の地域コミュニティの分割

統廃合

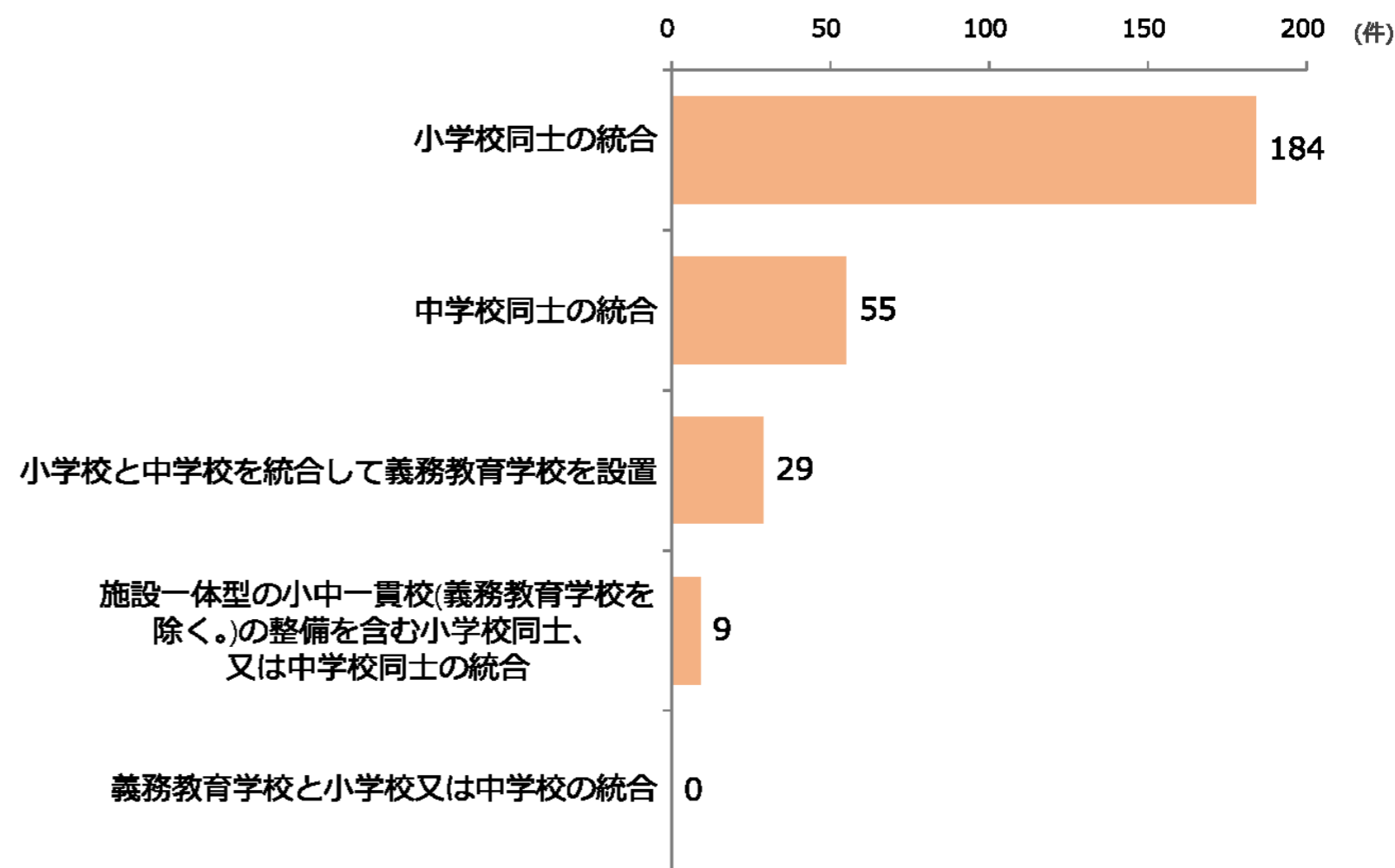
2. 全国での統廃合状況

■ 平成29年度及び平成30年度における統廃合事例の有無



N=1,765 (全市区町村)

■ 統廃合の基本的な形態

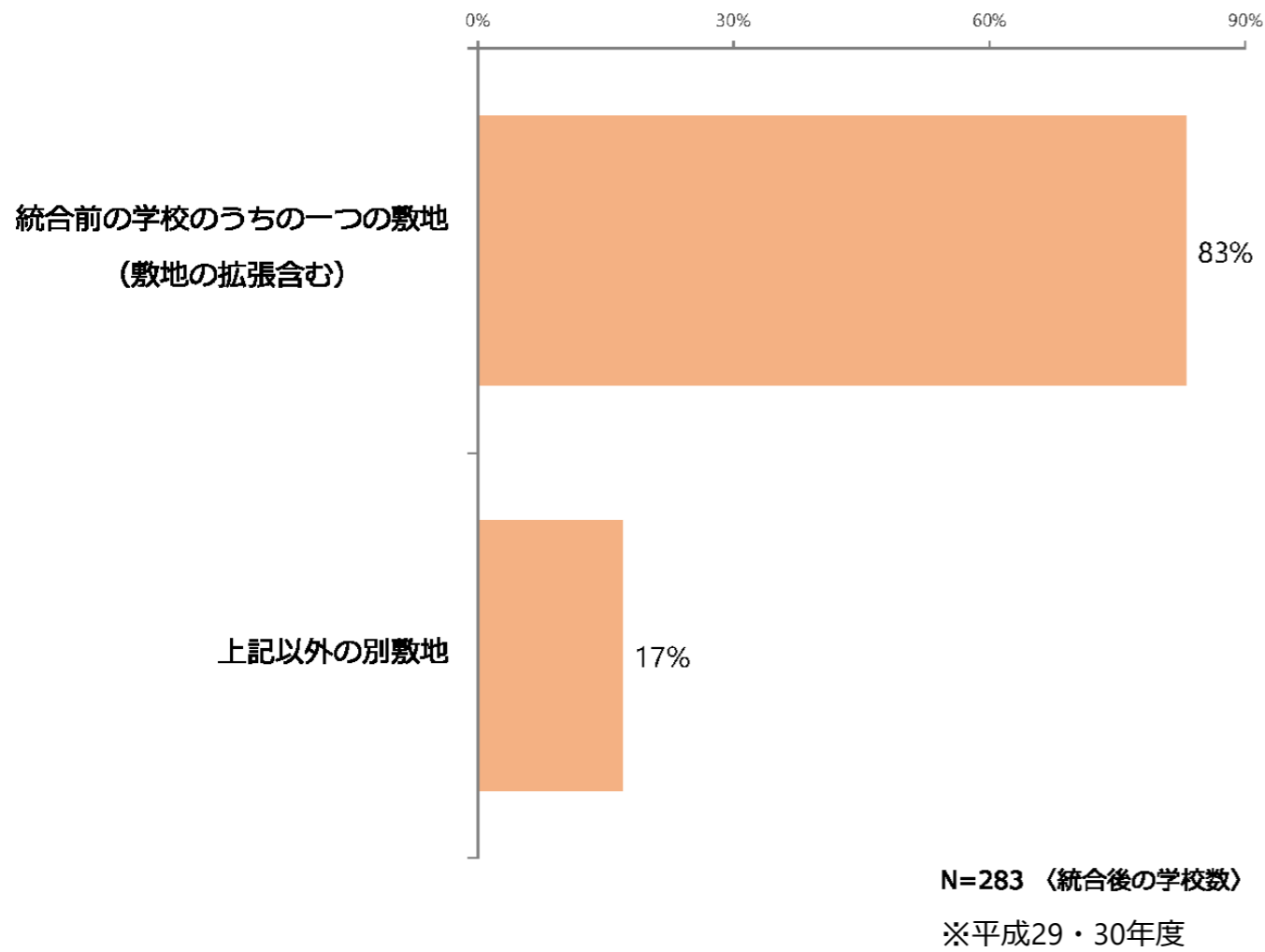


N=277 (過去2年間の統廃合実施件数)

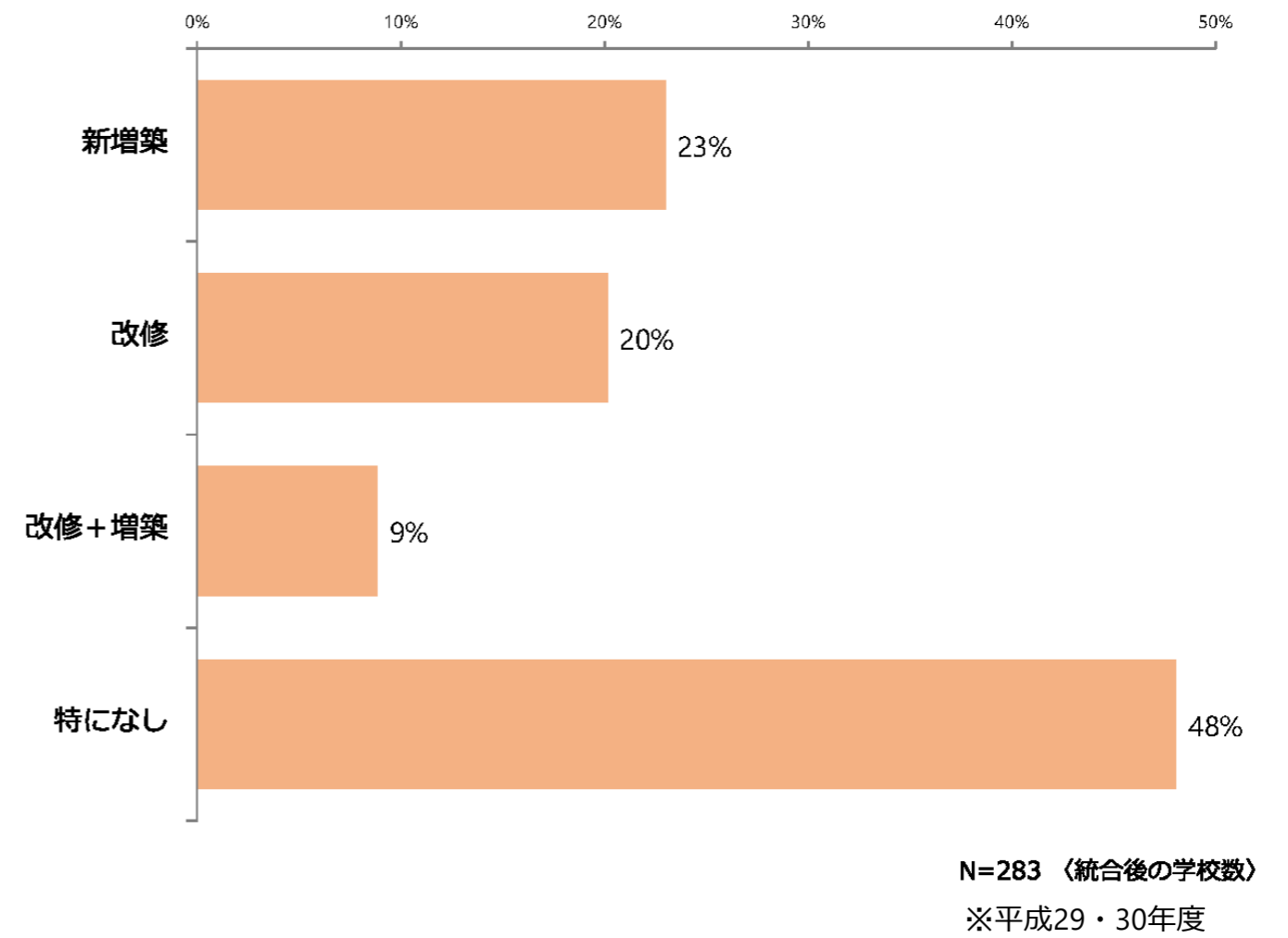
※過去2年間：平成29・30年度

統廃合

■ 統合後の学校の設置場所



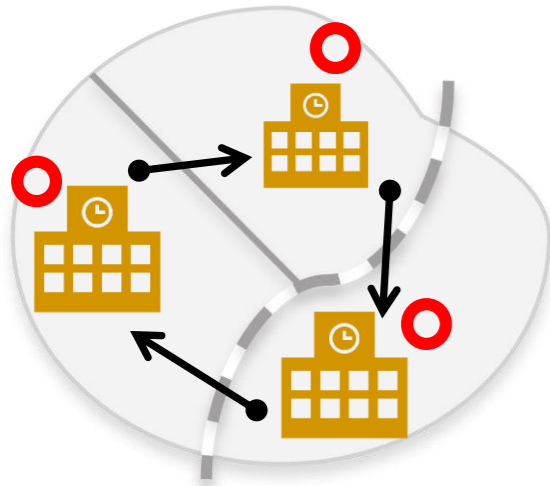
■ 統合に伴う施設整備の状況



学校選択制

1. 学校選択制の種類

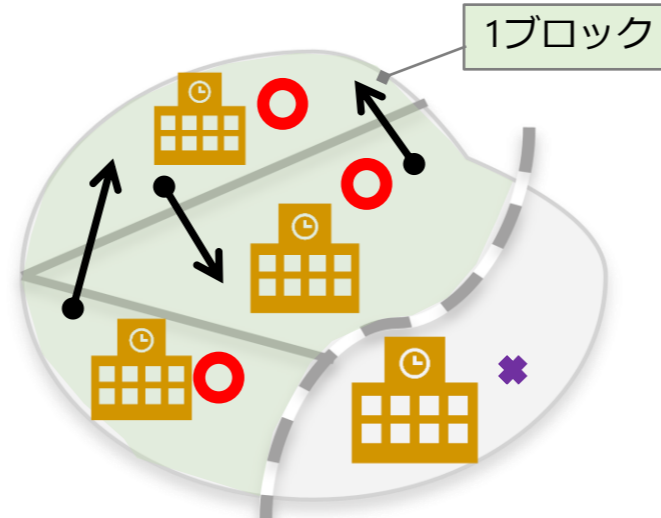
①自由選択制



当該市町村内の全ての学校のうち、希望する学校に就学を認めるもの

長所	<ul style="list-style-type: none"> • 選択の自由度が高まる
短所	<ul style="list-style-type: none"> • 児童・生徒数の偏在が強まる可能性がある

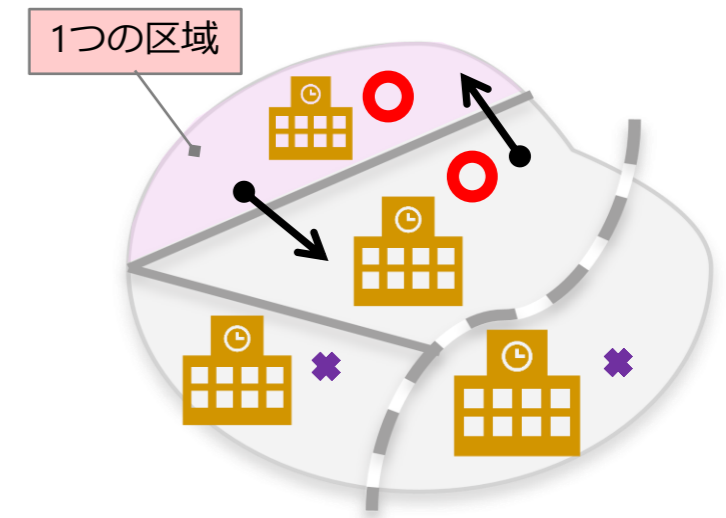
②ブロック選択制



当該市町村内をブロックに分け、そのブロック内の希望する学校に就学を認めるもの

長所	<ul style="list-style-type: none"> • 選択の自由度が高まる
短所	<ul style="list-style-type: none"> • 児童・生徒数の偏在が強まる可能性がある

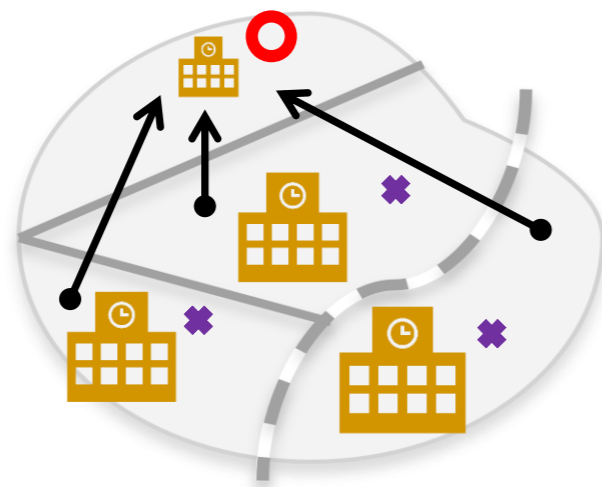
③隣接区域選択制



従来の通学区域は残したままで、隣接する区域内の希望する学校に就学を認めるもの

長所	<ul style="list-style-type: none"> • 地域コミュニティとの連動 • 通学の安全性の確保
短所	<ul style="list-style-type: none"> • 選択の自由度が低い

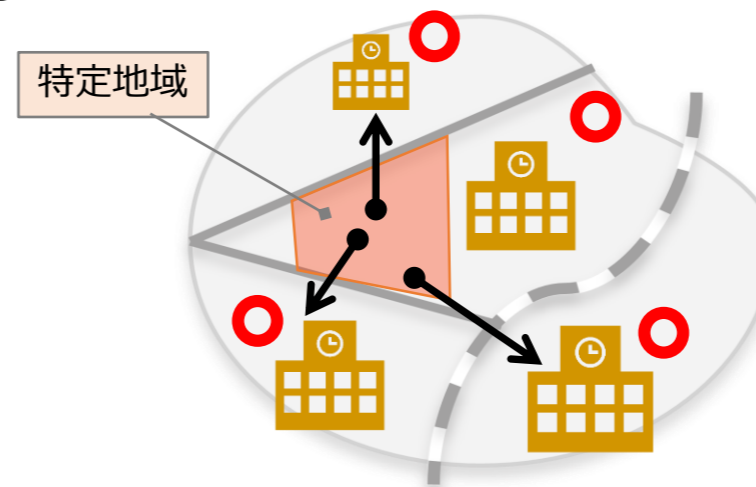
④小規模特認校制度



従来の通学区域は残したままで、特定の学校について、通学区域に関係なく、当該市町村内のどこからでも就学を認めるもの

長所	<ul style="list-style-type: none"> • 特色ある教育の実施 • 規模の維持
短所	<ul style="list-style-type: none"> • 選択されない可能性がある • 通学手段の確保

⑤特定地域選択制



従来の通学区域は残したままで、特定の地域に居住する者について、学校選択を認めるもの

長所	<ul style="list-style-type: none"> • 過大規模の解消
短所	<ul style="list-style-type: none"> • 選択の自由が平等でない

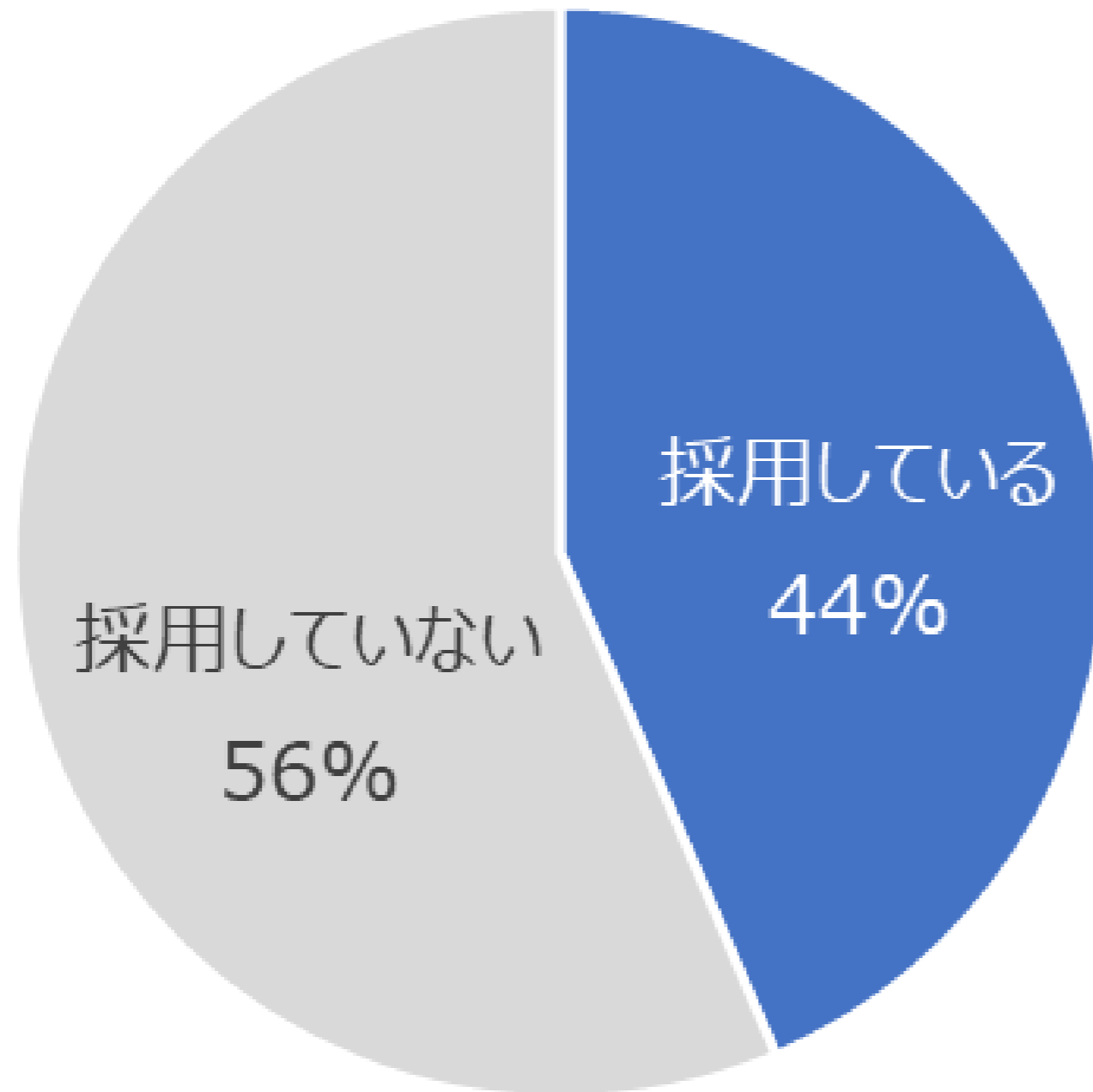
- 選択できる学校
- ✳ 選択できない学校

※受け入れ側の学校体制
(転用可能教室・職員配置等)との調整が重要

学校選択制

2. 令和2年度予定 東京都学校選択制採用状況（令和2年3月26日時点）

■ 東京都全体



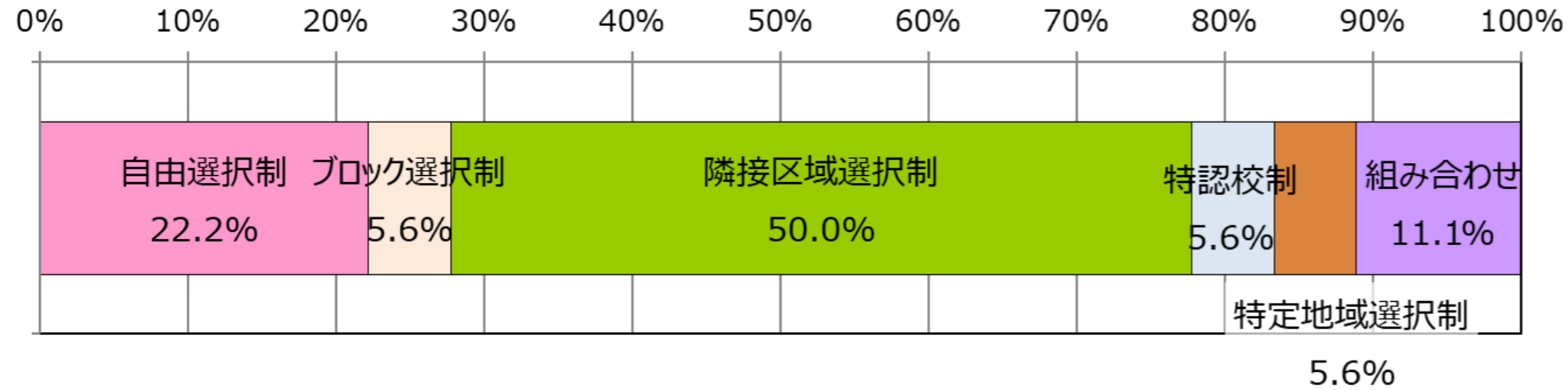
令和2年度時点で
都全体では
学校選択制を62市区部中
27区市部(44%)で採用予定

学校選択制

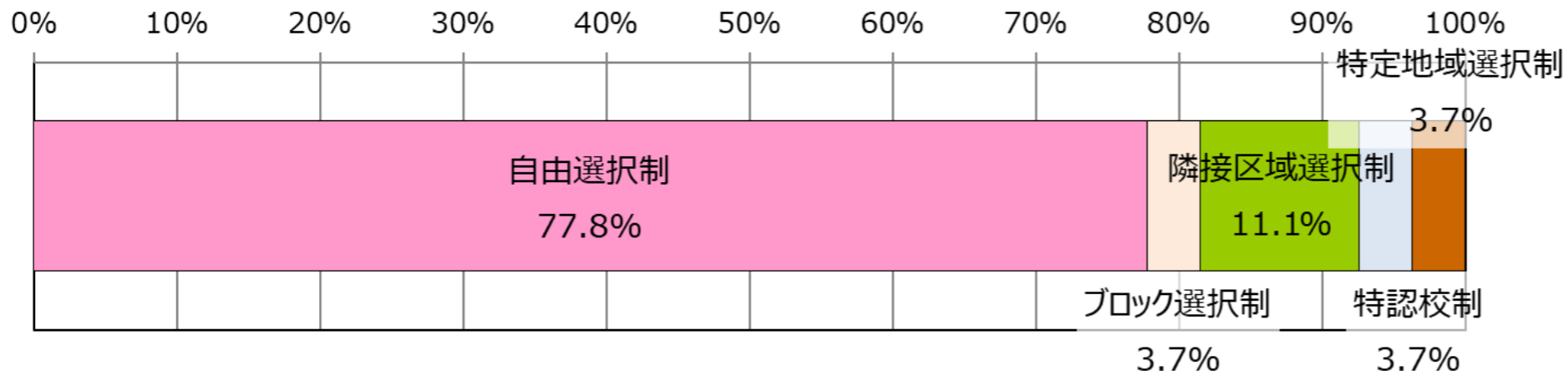
■ 小学校・中学校・義務教育学校別

<小学校 計18区市部>

N=学校選択制を採用している27区市部



<中学校 計27区市部>



<義務教育学校 計2区市部>



条件付きの学校選択制

- ✓ 自由選択制
 - 小学校 原則徒歩30分圏内（約2km）《江東区》
 - 小学校 原則徒歩、概ね1.2km圏内《江戸川区》
- ✓ ブロック選択制
 - 小学校 市内8ブロック《日野市》
 - 中学校 市内4ブロック《日野市》
- ✓ 組み合わせ
 - 小学校特認校制（5校）、特定地域選択制《中央区》
 - 小学校 隣接区域選択だが、1.5 km圏内は自由選択制《町田市》

学校選択制

3. 平成27年度～令和2年度予定 東京都学校選択制採用状況

■ 19区部

事例①

事例②

事例③

事例④

事例⑤

区名	校種別	実施形態					
		H27	H28	H29	H30	H31・R1	R2
千代田区	中学校	自由選択制	自由選択制	自由選択制	自由選択制	自由選択制	自由選択制
港区	小学校	隣接区域選択制	隣接区域選択制	隣接区域選択制	隣接区域選択制	隣接区域選択制	隣接区域選択制
	中学校	自由選択制	自由選択制	自由選択制	自由選択制	自由選択制	自由選択制
新宿区	小学校	隣接区域選択制	隣接区域選択制	隣接区域選択制	休止	休止	休止
	中学校	自由選択制	自由選択制	自由選択制	自由選択制	自由選択制	自由選択制
文京区	中学校	自由選択制	自由選択制	自由選択制	自由選択制	自由選択制	自由選択制
台東区	中学校	自由選択制	自由選択制	自由選択制	自由選択制	自由選択制	自由選択制
墨田区	小学校	自由選択制	自由選択制	隣接区域選択制	隣接区域選択制	隣接区域選択制	隣接区域選択制
	中学校	自由選択制	自由選択制	自由選択制	自由選択制	自由選択制	自由選択制
江東区	小学校	自由選択制	自由選択制	自由選択制	自由選択制	自由選択制	自由選択制
	中学校	自由選択制	自由選択制	自由選択制	自由選択制	自由選択制	自由選択制
	義務教育学校				自由選択制	自由選択制	自由選択制
渋谷区	小学校	自由選択制	自由選択制	自由選択制	自由選択制	自由選択制	自由選択制
	中学校	自由選択制	自由選択制	自由選択制	自由選択制	自由選択制	自由選択制
豊島区	小学校	隣接区域選択制	隣接区域選択制	隣接区域選択制	隣接区域選択制	隣接区域選択制	隣接区域選択制
	中学校	隣接区域選択制	隣接区域選択制	隣接区域選択制	隣接区域選択制	隣接区域選択制	隣接区域選択制
荒川区	小学校	隣接区域選択制	隣接区域選択制	隣接区域選択制	隣接区域選択制	隣接区域選択制	隣接区域選択制
	中学校	自由選択制	自由選択制	自由選択制	自由選択制	自由選択制	自由選択制
板橋区	小学校	隣接区域選択制	隣接区域選択制	隣接区域選択制	隣接区域選択制	隣接区域選択制	隣接区域選択制
	中学校	自由選択制	自由選択制	自由選択制	自由選択制	自由選択制	自由選択制
練馬区	中学校	自由選択制	自由選択制	自由選択制	自由選択制	自由選択制	自由選択制
葛飾区	小学校	隣接区域選択制					
	中学校	自由選択制					
江戸川区	小学校	自由選択制	自由選択制	自由選択制	自由選択制	自由選択制	自由選択制
	中学校	自由選択制	自由選択制	自由選択制	自由選択制	自由選択制	自由選択制
品川区	小学校	ブロック選択制	ブロック選択制	ブロック選択制	ブロック選択制	ブロック選択制	隣接区域選択制
	中学校	自由選択制	自由選択制	自由選択制	自由選択制	自由選択制	自由選択制
	義務教育学校			自由選択制	自由選択制	自由選択制	自由選択制
足立区	小学校	自由選択制	自由選択制	自由選択制	隣接区域選択制	隣接区域選択制	隣接区域選択制
	中学校	自由選択制	自由選択制	自由選択制	自由選択制	自由選択制	自由選択制
中央区	小学校	特認校制	特認校制	特認校制	特認校制	組み合わせ	組み合わせ
	中学校	自由選択制	自由選択制	自由選択制	自由選択制	自由選択制	自由選択制
目黒区	小学校	隣接区域選択制	隣接区域選択制	隣接区域選択制	隣接区域選択制	休止	休止
	中学校	隣接区域選択制	隣接区域選択制	隣接区域選択制	隣接区域選択制	隣接区域選択制	隣接区域選択制
杉並区	小学校	隣接区域選択制	廃止				
	中学校	隣接区域選択制					

学校選択制

■ 10市部

事例⑥

区名	校種別	実施形態					
		H27	H28	H29	H30	H31・R1	R2
八王子市	小学校	隣接区域選択制	隣接区域選択制	隣接区域選択制	隣接区域選択制	隣接区域選択制	隣接区域選択制
	中学校	自由選択制	自由選択制	自由選択制	自由選択制	自由選択制	自由選択制
立川市	小学校	隣接区域選択制	隣接区域選択制	隣接区域選択制	隣接区域選択制	隣接区域選択制	隣接区域選択制
	中学校	隣接区域選択制	隣接区域選択制	隣接区域選択制	隣接区域選択制	隣接区域選択制	隣接区域選択制
青梅市	小学校	特認校制	特認校制	特認校制	特認校制	特認校制	特認校制
	中学校	特認校制	特認校制	特認校制	特認校制	特認校制	特認校制
調布市	中学校	自由選択制	自由選択制	自由選択制	自由選択制	自由選択制	自由選択制
町田市	小学校	組み合わせ	組み合わせ	組み合わせ	組み合わせ	組み合わせ	組み合わせ
	中学校	自由選択制	自由選択制	自由選択制	自由選択制	自由選択制	自由選択制
日野市	小学校	ブロック選択制	ブロック選択制	ブロック選択制	ブロック選択制	ブロック選択制	ブロック選択制
	中学校	ブロック選択制	ブロック選択制	ブロック選択制	ブロック選択制	ブロック選択制	ブロック選択制
国分寺市	小学校	特定地域選択制	特定地域選択制	特定地域選択制	特定地域選択制	特定地域選択制	特定地域選択制
	中学校	特定地域選択制	特定地域選択制	特定地域選択制	特定地域選択制	特定地域選択制	特定地域選択制
清瀬市	中学校	自由選択制	自由選択制	自由選択制	自由選択制	自由選択制	自由選択制
武蔵村山市	中学校	自由選択制	自由選択制	自由選択制	自由選択制	自由選択制	自由選択制
西東京市	小学校	自由選択制	自由選択制	自由選択制	自由選択制	自由選択制	自由選択制
	中学校	自由選択制	自由選択制	自由選択制	自由選択制	自由選択制	自由選択制

出典：
 東京都ホームページ「東京都公立学校数、学校選択制の実施状況及びコミュニティ・スクールの設置状況について」 2 学校選択制の実施状況（平成27年度予定）
 東京都ホームページ「東京都公立学校数、学校選択制の実施状況及びコミュニティ・スクールの設置状況について」 2 学校選択制の実施状況（平成28年度予定）
 東京都ホームページ「東京都公立学校数、学校選択制の実施状況及びコミュニティ・スクールの設置状況について」 2 学校選択制の実施状況（平成29年度予定）
 東京都ホームページ「東京都公立学校数、学校選択制の実施状況及びコミュニティ・スクールの設置状況について」 2 学校選択制の実施状況（平成31年度予定）
 東京都ホームページ「東京都公立学校数、学校選択制の実施状況及びコミュニティ・スクールの設置状況について」 2 学校選択制の実施状況（令和2年度予定）」

学校選択制

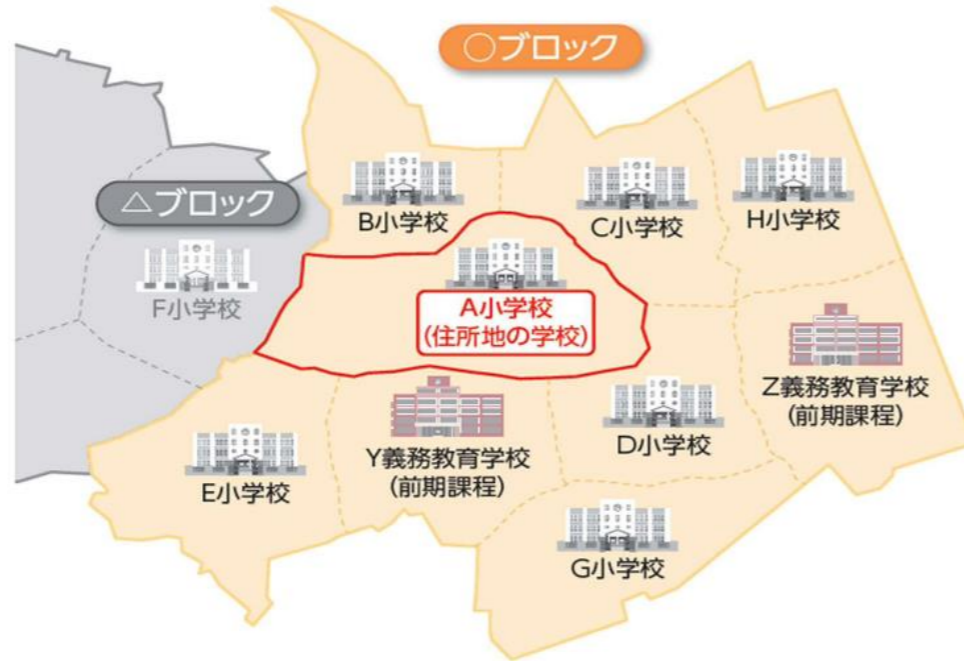
4. 学校選択制を変更した（変更予定）の事例

事例①「ブロック選択制」から「隣接区域選択制」

■ 品川区（小学校）

現行制度

- この例では、住所地のA小学校以外に○ブロック内のB,C,D,E,G,Hの小学校6校とY,Zを含む区内全ての義務教育学校（前期課程）6校を選べます。



制度見直し後

- この例では、住所地のA小学校以外に隣接するB,C,D,E,Fの小学校5校と、Y義務教育学校（前期課程）1校を選べます。



年度	実施形態
平成12年度（小学校）	「ブロック選択制」を開始
令和2年度（小学校）	「隣接区域選択制」に変更

【変更理由】

- 学区域の児童のみで定員を満たし、他地域から入学することができない学校が発生
- 地域や町会・自治会、住民との結びつきが弱くなるという懸念
- 災害時等の安全に対する意識の高まる

【変更内容】

- 小学校と義務教育学校（小中一貫校）がどちらも必ず1校は含まれるように設定し、異なる学校種の選択権は確保

【変更後の変化】

小学校・義務教育学校（前期課程）希望申請状況一覧より

- 他学校への希望者
 （変更前）令和元年度751人→（変更後）令和2年度808人
 →（変更後1年経過）令和3年度706人
- 抽選校
 （変更前）令和元年度16校→（変更後）令和2年度23校
 →（変更後1年経過）令和3年度20校

出典：
 品川区ホームページ「品川区立学校の学校選択制・通学区域が一部変わります」
 品川区「品川区立学校の適正な教育環境をかくほすするための方策についてー義務教育9年間の一貫教育のさらなる充実および地域との連携強化に向けてー（H30年3月）」
 小学校・義務教育学校（前期課程）希望申請状況一覧（平成30年11月9日現在）
 小学校・義務教育学校（前期課程）希望申請状況一覧（令和元年11月5日現在）
 小学校・義務教育学校（前期課程）希望申請状況一覧（令和2年11月20日現在）

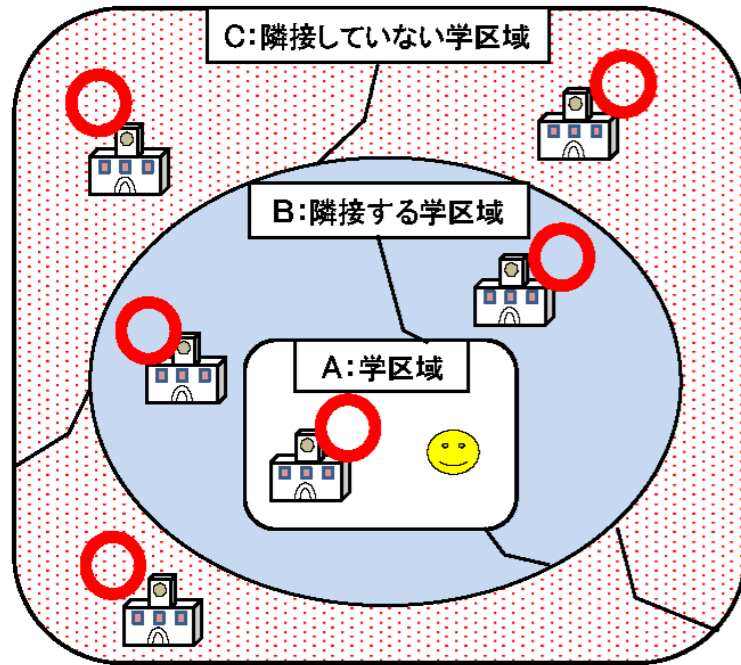
学校選択制

事例②「自由選択制」から「隣接区域選択制」

■ 足立区（小学校）

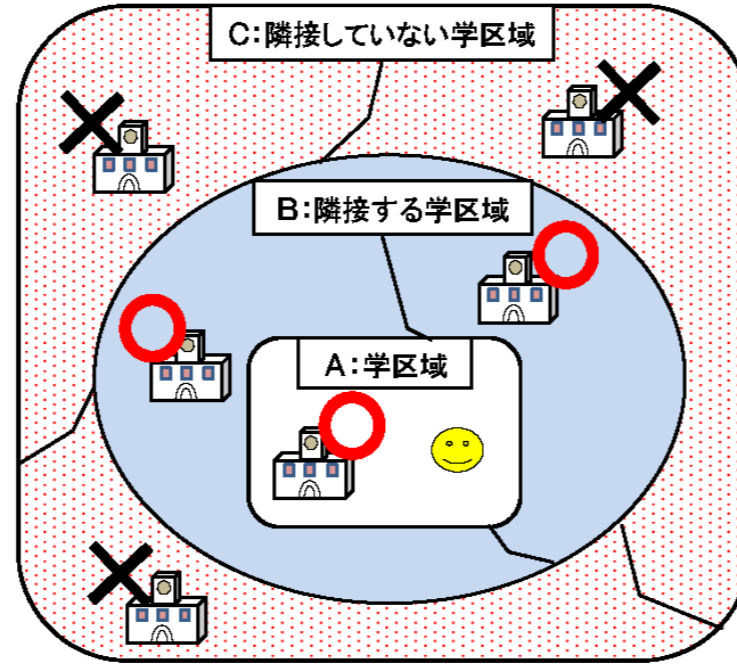
平成29年度まで

〔A～C区内全域から選択可能〕







平成30年度から

〔B：隣接する学区域まで選択可能〕



平成30年度の入学・転学者から、原則、「C：隣接していない学区域」の学校は、選択できませんのでご注意ください。

-  ……児童の居住地
-  ……学校
-  ……選択可能な学校
-  ……選択できない学校

年度	実施形態
平成14年度（小学校）	「自由選択制」を開始
平成30年度（小学校）	「隣接区域選択制」に変更

【変更理由】

- 通学の安全を考慮

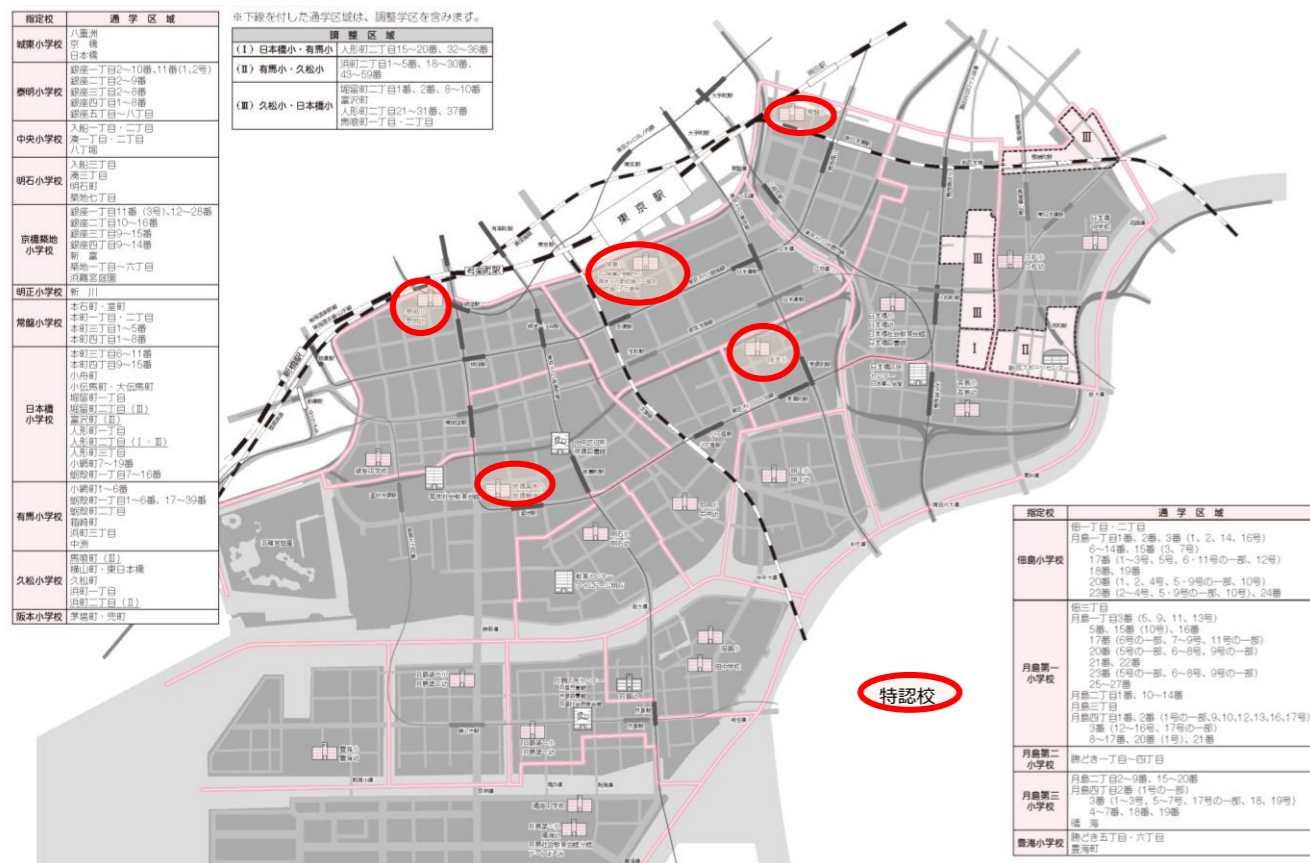
【変更内容】

- 原則、選択できる範囲が「学区域に隣接する小学校のみ」となる

学校選択制

事例③「特認校制」から「特認校制+特定地域選択制」

■ 中央区 (小学校)



年度	実施形態
不明 (小学校)	「特認校制 (4校)」を開始
令和1年度 (小学校)	「特認校制 (4校) + 特定地域選択制」に変更
令和3年度予定 (小学校)	「特認校制 (5校) + 特定地域選択制」に変更

【変更理由】

- 保護者の学校選択の幅を広げる
- 小規模化や児童増に伴う学校施設の狭あい化の進行を緩和してよりよい教育環境を確保する
- 特認校制施設に余裕のある特定の学校 (特認校) を通学区域に関係なく選択できる
※ 特認校以外の小学校は、選択することができない

令和2年度 新一年生特認校制度申込み実績

特認校	特認校制度受入れ 予定児童数	申込者数	最終入学者数
城東小学校	20人程度	89人	17人
泰明小学校	30人程度	47人	30人
京橋築地小学校	20人程度	45人	7人
常盤小学校	40人程度	95人	30人
阪本小学校	20人程度	88人	17人
合計	130人程度	364人	101人

【変更内容】

- 令和2年度までの特認校制は4校→令和3年度は5校を指定

【補足情報】

- 月島地域と城東、常盤、阪本小学校を結ぶスクールバスを運行
登校時：1便 下校時：2便
対象者月島地域に居住する城東、常盤、阪本小学校就学児童
料金：無料

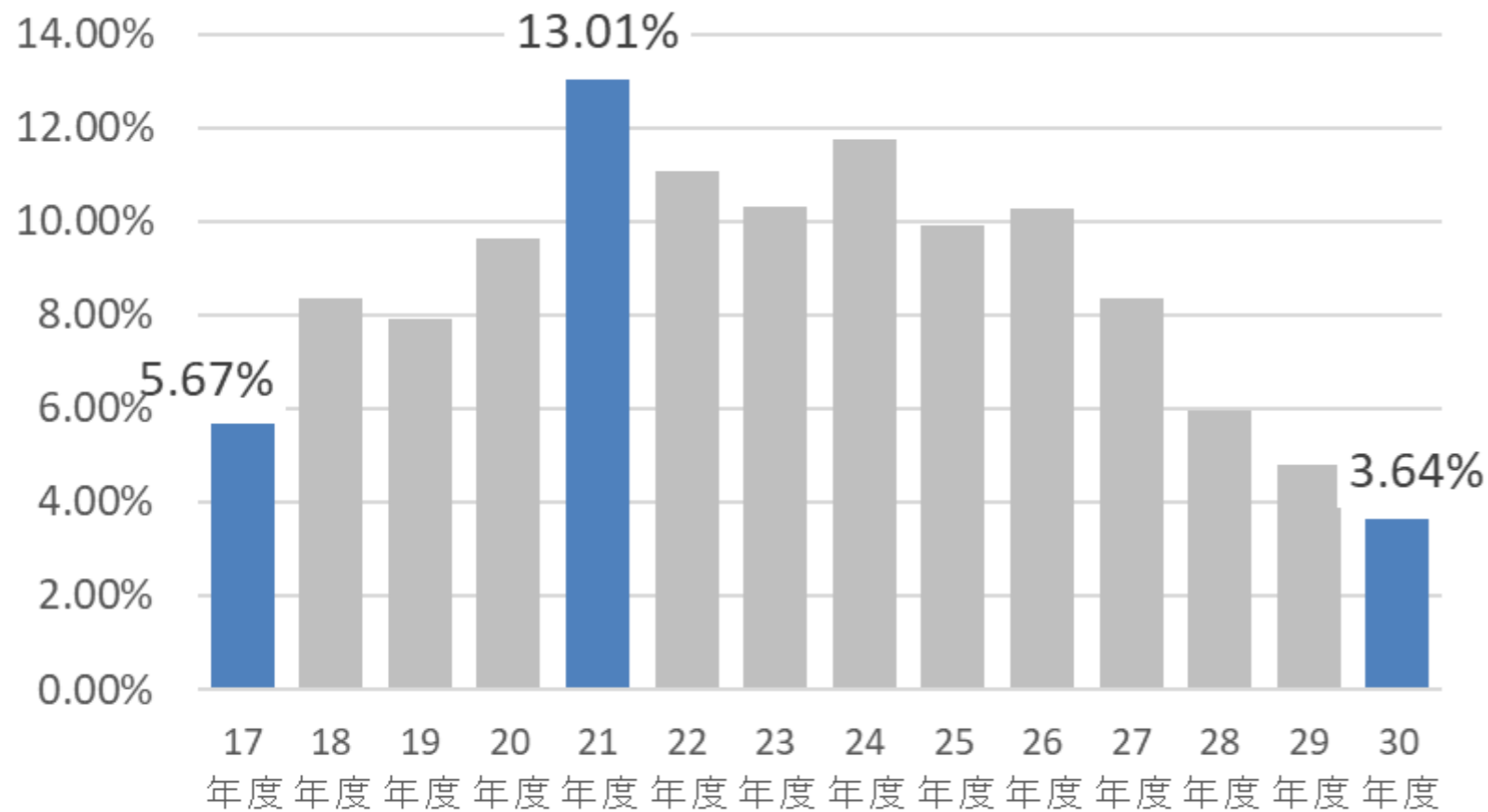
全ての学校で予定を上回る応募があり抽選を行いました。

学校選択制

事例④「隣接区域選択制」から「休止」

■ 目黒区（小学校）

選択希望最終申込率



年度	実施形態
平成17年度（小学校）	「隣接区域選択制」を開始
平成31年度（小学校）	「隣接区域選択制」を休止

【変更理由】

- 申込者数の減少：平成30年度申込者数149名（3.64%）
- 平成24年度から第1学年における1学級35人の学級編制等の影響で多くの小学校で受入可能人数に余裕がなくなる
- 児童数や学齢人口が、少なくとも今後5年間は増加傾向が継続するものと推計

【変更内容】

- 廃止するのではなく当面の間「休止」

学校選択制

事例⑤「隣接区域選択制」から「廃止（指定校制）」

■ 杉並区（小学校）

指定校変更制度の特徴（2017年度）

変更理由	指定校変更審査基準
学校の特色ある教育活動	隣接校のみ可。上限：小学校10名、中学校15名まで。希望者は期間内に自筆の志望理由書を教委に提出し、可否を判断。
変更申請者数	169名（学校により不認定者あり）
通学距離	指定校の2倍以上の距離の場合
部活動	指定校に希望の部活動がない場合
その他	統廃合校・小中一貫校には特例措置あり。

年度	実施形態
平成18年度（小学校）	「隣接区域選択制」を開始
平成28年度（小学校）	「隣接区域選択制」を廃止 「指定校制度」へ移行

【変更理由】

- 災害時や防犯等の面で地域との関係強化
- 小中一貫教育との整合性が必要
- 利用者の要望は強いが、学校の特色で選ぶ割合が小さく、風評等による変動で学校規模が左右される傾向があるため、選択理由を条件にするなどの見直しが必要

【変更内容】

- 学校選択制は廃止されたが、学校の「選択」は条件付きで継続
- 学校側と子ども・保護者の双方の要望を叶える形で制度を再編成
- 地域運営学校を中心に個々の学校の取り組みを支援

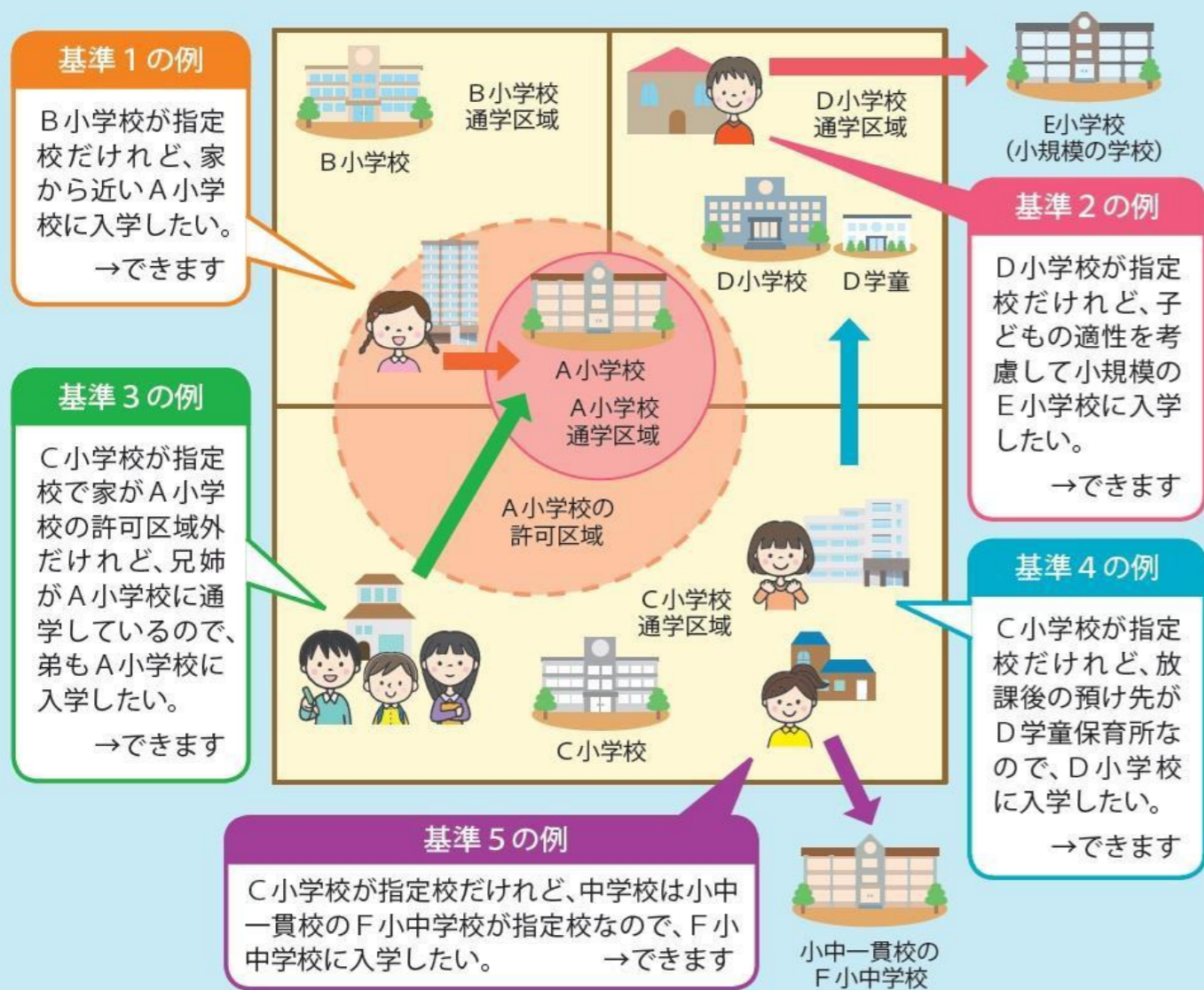
学校選択制

事例⑥「隣接区域選択制」から「新指定校変更制度」

■ 八王子市（小学校）

指定校以外の学校に変更できる主な基準

- 基準1 指定校と比べて自宅から近いなど、より安全に指定校以外の学校に通学できる区域として設定する「許可区域内」にお住まいの場合
- 基準2 お子さんの適性などを考慮し、**小規模の学校**に入学を希望する場合
- 基準3 **兄弟が在学している学校**に、その弟妹が入学を希望する場合
- 基準4 **学童保育所や祖父母宅など、お子さんの預け先**がある通学区域内の学校に入学を希望する場合
- 基準5 **中学校は小中一貫校**（いずみの森・館・加住小中学校（※みなみ野小中学校は対象外）が指定校のため、小学校から小中一貫校の小学校に入学を希望する場合



年度	実施形態
平成16年度（小学校）	「隣接区域選択制」を開始
令和3年度（小学校）	「隣接区域選択制」を廃止 「指定校制度」へ移行

【変更理由】

- 自宅から近い学校を選択する傾向が続いている
- 災害などの「児童の安全、地域の見守り」の意識が高まる

【変更内容】

- 許可区域内居住・・・令和3年度から拡大
現行の承認基準である許可区域（地形等を考慮して、指定校以外の特定の学校への入学を認める区域）を大幅に拡大
- 小規模校の特例・・・令和3年度から追加
(1)指定校が小規模校(全学年1学級)のため、学級数が多い学校への入学を希望する場合
(2)小規模校(全学年1学級)への入学を希望する場合
- 兄弟関係
兄弟が就学している学校への入学を希望する場合
- 両親共働き等
両親の共働き等による児童の預け先が所在する通学区域内の指定校への入学を希望する場合
- 上記以外の承認基準

統廃合

3. 周辺区市部での統廃合事例

事例① 既存学校を活用

■ 東久留米市（下里小学校の閉校）

〔平成30年度 児童数及び学級数の実数と推計〕

小学校名	30年度 実数		31年度 (2019)推計		32年度 (2020)推計		33年度 (2021)推計		34年度 (2022)推計		35年度 (2023)推計	
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
第十小学校	316	11	289	10	276	9	250	9	251	9	226	7
下里小学校	115	6	108	6	104	6	95	6	94	6	81	6



〔対象児童の全数が就学可とされる学校を選択した場合の児童数・学級数〕

学校名	学年	30年度 実数		31年度 (2019)推計		32年度 (2020)推計		33年度 (2021)推計		34年度 (2022)推計		35年度 (2023)推計	
		児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
第十 小学校	1年	37	2	46	2	63	2	53	2	54	2	45	2
	2年	66	2	36	1	45	2	61	2	52	2	54	2
	3年	32	1	65	2	41	2	45	2	61	2	53	2
	4年	62	2	32	1	78	2	42	2	45	2	63	2
	5年	58	2	62	2	42	2	79	2	41	2	46	2
	6年	61	2	57	2	60	2	43	2	78	2	42	2
	計	316	11	298	10	329	12	323	12	331	12	303	12

下里小学校閉校前 ← | → 下里小学校閉校後

① 既存学校を活用



対象校：下里小学校・第十小学校

年度	実施経過
令和元年度末	下里小学校 閉校
令和2年4月	下里小学校を第十小学校に統合

【実施理由】

- 下里小学校は6学級が続き、第十小学校は9学級になる見込みで、今後の教育環境在り方検討する必要がある規模（全学年で7～11級）に該当しているため

【統合時の調整】

- 下里小学校の全通学区域を第十小学校の通学区域とする
- 旧下里小学校区の一部児童は隣接の第七小学校を選択できる
→下里小学校があった下里三丁目に住所のある在籍児童
→令和2年度に6年生となる児童

【適正化実施に伴う課題への対応】

- 統合1年前より第十小学校と下里小学校で交流事業の実施
- 新たな第十小学校通学路指定場所へ交通擁護員の配置（※）
- 定員を上回る教員の配置（加配）を検討（※）

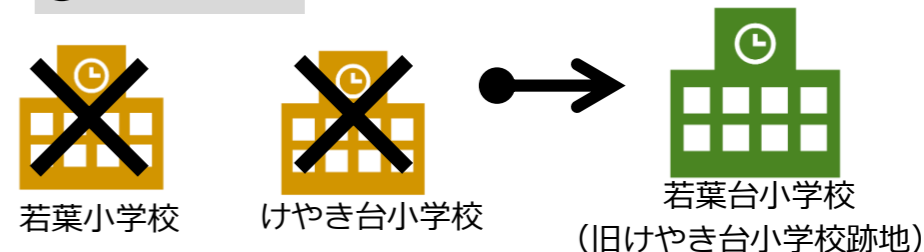
（※）新しい学校づくり重点支援事業＝少子化の進展により区市町村立小・中学校で小規模校が多数発生している状況に鑑み、教育上の課題を改善するための区市町村の適正規模化についての取組を人的・財政的に支援する東京都の事業

統廃合

事例②新設校建設

■ 立川市（けやき台小学校と若葉小学校の統合及び新学校建設）

②新規統合



対象校：若葉小学校・けやき台小学校

〔平成29～33年度（令和3年度）若葉台小学校開校までの流れ〕

		令和元年度	令和2年度	令和3年度		
		平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
若葉小学校敷地 仮設校舎整備		設計・建設				解体
けやき台小学校と 若葉小学校の 統合		統合	若葉小学校校舎と仮設校舎を利用			新校舎 を利用
新校舎 建設	設計	基本・実施設計				
	新校舎建設 (けやき台 小学校跡地)		契約	新校舎建設工事		
	校庭整備				校庭整備工事	
	既存校舎 解体工事					

※ただし、埋設物や法令変更により工期が変更になる場合がある。

年度	実施経過
平成29年度	若葉小学校に仮設校舎整備
平成30～令和2年度	若葉小学校校舎と 若葉小学校仮設校舎を利用
令和3年度	若葉台小学校開校 (若葉小学校・けやき台小学校閉校)

【実施理由】

- （最優先）小規模校のデメリットを解消
→令和5年度以降は両校とも小規模校となる予測
- 新しい学校ができることによる若葉町全体の活性化
- 児童数が短期間の減少が明らかな地域で、近接する2つの学校の大規模改修等は財政面で難しい

【実施経過】

- 若葉小学校の仮設校舎に、特別支援教室キラリ・けやき台学童保育所・生活科室・PTA室・倉庫を配置

【統合時の調整】

- 平成30年度～令和2年度（若葉小学校校舎と若葉小学校仮設校舎を利用期間）まで当面隣接校の要件による他学区からの指定校変更を制限
→他学区から児童を受け入れた場合、教室に不足が見込まれるため
→令和3年度以降は、今後の児童数推移から検討

出典

立川市ホームページ「若葉台小学校の仮設校舎について」「若葉台小学校の通学路安全対策について」

「開校に向けての準備を進めています」

立川市「けやき台小学校と若葉小学校の統合 及び校舎の建替え方針説明資料」（H27年11月）

立川市「立川市新校舎建設マスタープラン 概要版」（H29年3月）

立川市「若葉台小学校における指定校変更の取り扱い_案内」（H29年8月）

立川市「未来をつくる学校づくりに向けて」新学校設立及び新校舎建設だより わかばっ子第12号」（R2年11月）

統廃合

事例③小中一貫新設校建設

■ 八王子市（いずみの義務教育学校の開校）

②新規統合



第六小学校



第三中学校



いずみの義務教育学校

対象校：第六小学校・第三中学校

年度	実施経過
平成29年11月16日 ～平成30年3月22日	新たな場所に 第三中学校用の仮設校舎整備
令和2年4月1日	いずみの義務教育学校の開校 ※校舎は第六小学校（1～6年生） 第三中学校（仮設7～9年生）を使用 《施設分離型小中一貫校》
令和2年度二学期	新たな場所で新校舎での学校活動を開始 《施設一体型小中一貫校》

【実施理由】

- 学校施設の老朽化が著しい
- 近年、学区域内の宅地開発により、児童生徒数の増加が見込まれ、既存校舎では教室数不足が想定される

【実施経過】

- 児童・生徒と保護者向けの学校生活をイメージできるよう、事前に「施設公開日」を設ける
- 先生方が二学期開始前に一定準備期間を確保

【学校特色】

- 子安保育園いずみの森分園、子安学童保育所いずみの森クラブを併設
- 学校と地域の交流の場として、地域コミュニティ・スペースを設置



出典
八王子市ホームページ「いずみの森義務教育学校一体型施設建設事業」

八王子市「小中一貫教育に適した学校施設計画・設計プロセス構築支援事業」八王子市立いずみの森小中学校改築基本計画(概要版)」

いずみの森義務教育学校ホームページ「学校概要 学校基本情報 校舎、学校施設・設備、教室等の概要と特色」

統廃合

事例④分離統合

■ 板橋区（板橋第九小学校を閉校し、3校に分離）



“ありがとう、板九小の思い出に感謝”



卒業式・統合式

③分離統合



対象校：板橋第九小学校・中根橋小学校・板橋第一小学校・板橋第八小学校

年度	実施経過
平成30年3月	板橋第九小学校 閉校

【実施理由】

- 周辺校である中根橋小学校と板橋第一小学校との距離が各300mと近い
- 板橋第九小学校の立地が3校の中心にあり、他校に通学する児童も多く、平成17年度からは全学年1クラスの状況が続く

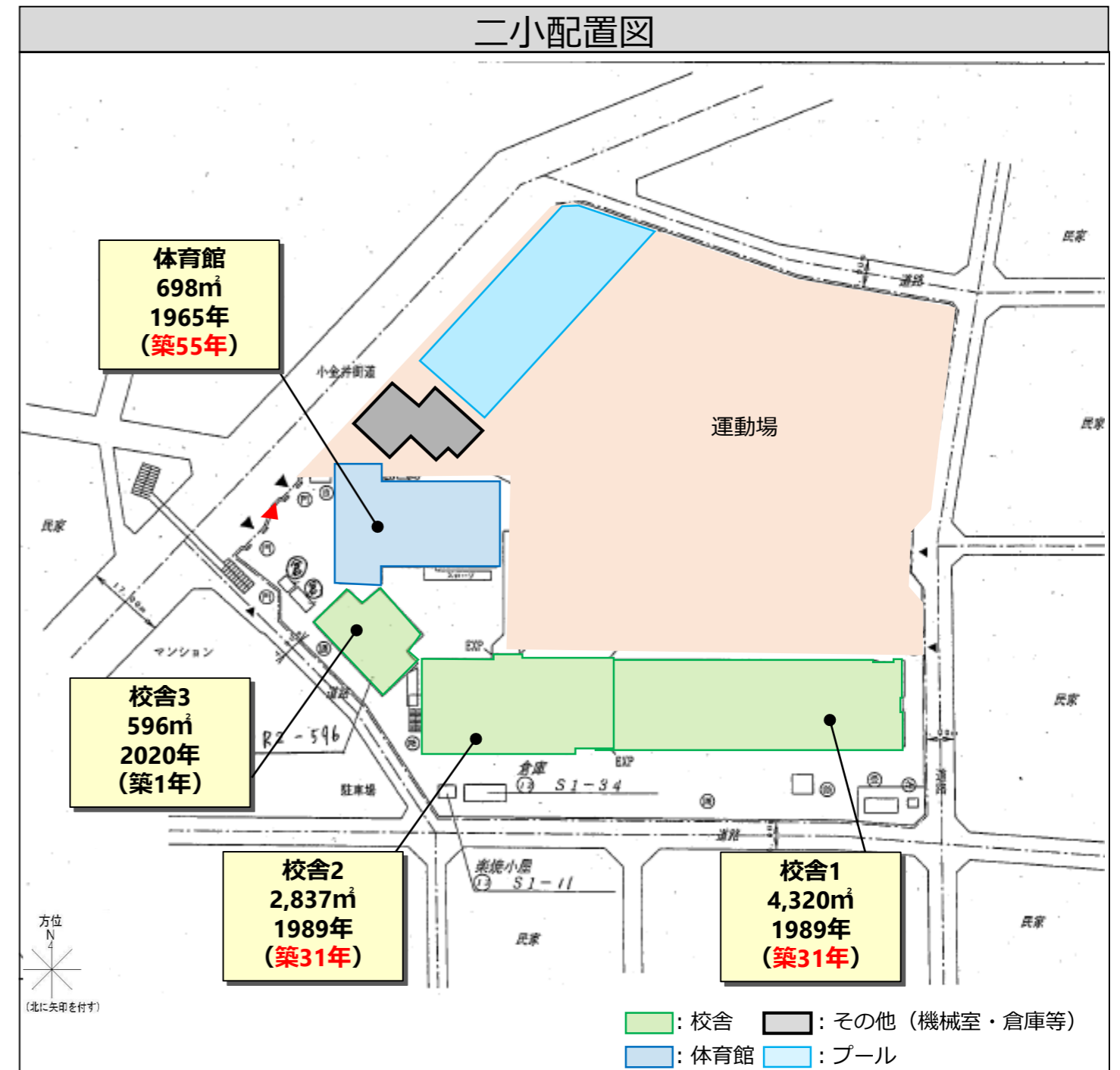
【就学状況】

- 板橋第九小学校在校生のうち、35名が板橋第一小学校、5名が中根橋小学校、25名が板橋第八小学校に通う

【適正化実施に伴う課題への対応】

- 板橋第九小学校と板橋第一小学校の同学年同士で交流授業・交流事業を実施
例) 校内巡り、学芸会、社会科見学、ICTを活用した授業 等
- 変更した通学区域の中で、各学校から危険・要注意箇所を、学校関係者、警察署、区土木部、教育委員会で合同点検を実施
- 保護者の費用負担がないよう、体育着、紅白帽、校帽、名札、上履きの各品目を学用品として渡す（水着と水泳帽は平成30年度に渡す予定）

校舎の増築



- 校舎の増築スペースが限られている。
 - 校舎を増築することで、運動場面積がより狭くなる可能性がある。
- ⇒ 増築対応が困難である可能性が高い